

緊急経済的支援

公共料金等対応

市税や水道料金など公共料金の納付に関する相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方については、市税の徴収猶予および公共料金の支払猶予などの対応を行います。

※徴収猶予、支払猶予とは本税や料金が減額免除されるものではありません。

時間 午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）

場所 友部公民館 1階 創作室

対象 個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料

必要書類 コロナウイルスの影響により離職や収入減がわかるもの（給料明細等）

問 収税課（内線 117） 保険年金課（内線 139） 水道課（内線 71231）

○市役所の窓口以外に次の方法でも納付ができます

市税等の納付について、市役所の窓口以外に次の方法でも納付ができます。窓口への密集をさけるため積極的なご利用、ご協力をお願いします。

- ・金融機関での納付
- ・コンビニエンスストアでの納付
- ・スマートフォンを活用しての納付（PayPay、LINE Pay）

問 収税課（内線 121）



PayPay



LINE Pay

雇用対策 緊急雇用対策事業(受け付け中)

感染拡大の影響により、内定取消となった方や業務縮小により雇用取消となった子育て中の方を、市の会計年度任用職員として短期間雇用し、市内企業を紹介するなど、就職を支援します。

対象者 ①市内在住者又は実家が市内にある方で、コロナウイルスの影響により内定を取り消された方

②市内在住者で0歳から高校生までのお子さんのいる方で、コロナウイルスの影響による業務縮小により解雇された方

雇用期間 3か月ごとに更新可能、最長年度内

雇用者数 20名程度

勤務体制 要相談

時給 923円

業務内容 一般事務等

問 秘書課人事給与グループ（内線 551）

事業者支援

ふるさと納税による新型コロナウイルスに関する事業者向け支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に多大な影響を受けている事業者・生産者を応援する取り組みの一つとして、ふるさとチョイスの特集「新型コロナウイルスに関する支援」へ参加し、事業者への支援を実施します。

問 市民活動課（内線 132）